まんのう町告示第158号

公共下水道 の供用及び処理を開始するので、下水道法第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年11月2日

まんのう町長　栗田隆義

記

1. 供用及び処理を開始する年月
令和8年11月2日

2. 土地の所在地
まんのう町吉野下字杉上下所1066番3

3. 分流式又は合流式の別
分　流　式

4. 終末処理場の位置及び名称
香川県仲多度郡多度津町堀江５丁目１０番地２
中讃流域下水道金倉川浄化センター